

津波予報伝達要領、気象警報等伝達要領及び洪水予報・水防警報伝達要領の
制定について（例規通達）

平成14年 2 月 22 日

本部（備二）第 7 号

〔沿革〕 平成16年 2 月本部（機改）第 4 号、3 月第19号、10月第42号、17年 6 月第
42号、8 月第52号、第53号、12月本部（備二）第69号、18年 3 月本部（機
改）第31号、19年 3 月第15号、20年 3 月本部（企）第16号、22年12月本部
（備二）第56号、29年 8 月本部（警務）第31号、令和元年10月第29号、8
年 3 月第17号改正

このたび、気象庁の気象情報発表区域の細分化に伴い、津波予報伝達要領、気象警報
等伝達要領及び洪水予報・水防警報伝達要領を別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり制定
し、平成14年 3 月 1 日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底し、運用に誤
りのないようにされたい。

なお、津波予報伝達要領及び気象警報等伝達要領の制定について（昭和53年 2 月14日
付け本部（備二）第 5 号）は、廃止する。

別添 1

津波予報伝達要領

第 1 趣旨

この要領は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条の規定に基づき、関東管区警察局及び新潟地方気象台から通知される津波警報及び津波注意報（解除を含む。以下「予報」という。）の受理と、この予報を関係市町村長に対して、迅速、的確に通知するため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 伝達責任者等

1 伝達責任者

- (1) 予報の受理、通知、報告及び通報を行う責任者として県本部及び津波予報通知系統表（別表第 1。以下「系統表」という。）に掲げる署（以下「関係署」という。）に伝達責任者を置く。
- (2) 伝達責任者には、県本部にあっては警備第二課長を、関係署にあっては署長をもって充てる。

2 伝達事務取扱者

- (1) 伝達責任者は、事務を補佐させるため、伝達事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を所属職員のうちから指定しておくものとする。この場合において、県本部にあっては、通信指令課長と協議の上、通信指令課通信指令課長補佐を併せて事務取扱者に指定しておくものとする。
- (2) 執務時間外の事務取扱者は、県本部にあっては総合当直の責任者及び通信指令課通信指令課長補佐とし、関係署にあっては当直責任者とする。

第 3 県本部の措置

1 予報の受理

関東管区警察局から通信指令課に、新潟地方気象台から警備第二課（執務時間外にあっては総合当直）にそれぞれ予報の通知がなされるので、事務取扱者は、通知があったときは、津波予報受理等用紙（本部用）（別記様式第 1 号）により受理するものとする。

2 予報の通知及び報告

予報を受理した事務取扱者は、警察無線電話及び警察電話により、関係署に速やかに通知するとともに、伝達責任者に報告するものとする。ただし、同一の予報については、受理の遅いものについては通知を要しない。

3 伝達責任者の措置

伝達責任者は、次に掲げる者に報告（通報）するものとする。

- (1) 本部長、警備部長
- (2) 交通規制課長、機動隊長
- (3) 県本部各庶務担当課長
- (4) 県危機対策課長

4 通信の優先

予報通知の通話は、他のあらゆる通信に優先して取り扱うものとする。

第 4 署の措置

1 予報の受理及び通知

事務取扱者は、県本部から予報の通知があったときは、津波予報受理等用紙（署用）（別記様式第2号）により受理し、電話又は特使により、速やかに系統表に定める伝達系統に従い、直接関係市町村長に通知するとともに、伝達責任者に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、交番、駐在所等を通じて通知することができる。

2 交番、駐在所等の勤務員の措置

予報の通知について指示を受けた交番、駐在所等の勤務員は速やかに関係市町村長に通知するとともに、予報を通知した相手の職、氏名及び通知時刻を事務取扱者に報告するものとする。

3 予報通知業務の優先

予報の通知は、他のあらゆる警察業務に優先して行うものとする。

4 予報通知結果の送付

伝達責任者は、関係市町村長に予報を通知した結果を記録した津波予報受理等用紙（署用）の写しを県本部伝達責任者に送付するものとする。

第5 津波予報文

津波予報文は、地震津波業務規則（平成6年気象庁訓令第21号）の定めるところに準じ、別表第2のとおりとする。

第6 記録

予報の受理、通知等に当たっては、津波予報受理等用紙に時刻等必要な措置事項を正確に記録しておくものとする。

別添 2

気象警報等伝達要領

第 1 趣旨

この要領は、新潟地方気象台から通報される警報、注意報及び気象情報（解除を含む。以下「気象警報等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 気象警報等の種類

新潟地方気象台から通報される気象警報等の種類は次のとおりである。

1 警報

(1) 気象警報

暴風警報、暴風雨警報、大雨警報、大雪警報

(2) 高潮警報

(3) 波浪警報

(4) 洪水警報

2 注意報

(1) 気象注意報

風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、
なだれ注意報、融雪注意報、大雪注意報

(2) 高潮注意報

(3) 波浪注意報

(4) 洪水注意報

3 気象情報

気象等の予報に係りのある台風その他の異常気象等についての情報

第 3 伝達責任者等

1 伝達責任者

(1) 気象警報等の受理、伝達、報告及び通報を行う責任者として県本部及び署に伝達責任者を置く。

(2) 伝達責任者には、県本部にあつては警備第二課長を、署にあつては署長をもって充てる。

2 伝達事務取扱者

(1) 伝達責任者は、事務を補佐させるため、伝達事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を所属職員のうちから指定しておくものとする。

(2) 執務時間外の事務取扱者は、県本部にあつては総合当直の責任者とし、署にあつては当直責任者とする。

第 4 県本部の措置

1 気象警報等の受理

新潟地方気象台から警備第二課（執務時間外にあつては総合当直）に気象警報等の通報がなされるので、事務取扱者は、通報があったときは、気象警報等受信用紙（本部用）（別記様式第 1 号）により受理するものとする。ただし、予警報一斉伝達装置により文書で通報があったものについては、当該文書をこれに替えることができる。

2 気象警報等の伝達、報告及び連絡

(1) 警報を受理した事務取扱者は、警察無線電話、警察電話、ファクシミリ、電子メール等により、全署（高潮警報及び波浪警報については、別表に掲げる関係署）に速やかに伝達するとともに、伝達責任者に報告するものとする。

また、必要に応じ県本部の関係する所属長に連絡するものとする。

(2) 警報以外の通報のうち伝達責任者が伝達の必要があると認めるものについては、(1)に準じた措置を講ずるものとする。

3 通信の優先

気象警報等の伝達は、一般通信に優先して行うものとする。

第5 署の措置

1 気象警報等の受理、伝達及び報告

事務取扱者は、県本部から気象警報等の伝達があったときは、気象警報等受信用紙（署用）（別記様式第2号）により受理し、警察無線電話又は警察電話等により、速やかに交番、駐在所等に伝達するとともに、伝達責任者に報告するものとする。

2 通信の優先

気象警報等の伝達は、一般通信に優先して行うものとする。

第6 記録

気象警報等の受理、伝達等に当たっては、気象警報等受信用紙に取扱者、時刻等必要な措置事項を正確に記録しておくものとする。

別添 3

洪水予報・水防警報伝達要領

第 1 趣旨

この要領は、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第 2 項の規定に基づき、気象庁長官（新潟地方気象台）と国土交通大臣（国土交通省北陸地方整備局各工事事務所）が共同で発表し、新潟地方気象台から通知される指定河川を対象とした洪水予報（解除を含む。）及び同法第10条の 4 の規定に基づき国土交通大臣（国土交通省北陸地方整備局各工事事務所）又は県知事（各県土木事務所）が発表し、県水防本部（県河川管理課）から通知される指定河川を対象とした水防警報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 洪水予報及び水防警報の種類及び指定河川

1 洪水予報

(1) 洪水予報の種類（解除を含む。）

- ア 洪水注意報
- イ 洪水警報
- ウ 洪水情報

(2) 指定河川

別表第 1 のとおり

2 水防警報

(1) 水防警報の種類

- ア 準備
- イ 出動
- ウ 状況
- エ 解除

(2) 指定河川

- ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川
別表第 2 のとおり
- イ 県知事が水防警報を行う河川
別表第 3 のとおり

第 3 伝達責任者等

1 伝達責任者

- (1) 洪水予報及び水防警報の受理、通知、報告及び通報を行う責任者として県本部及び署に伝達責任者を置く。
- (2) 伝達責任者には、県本部にあつては警備第二課長を、署にあつては署長をもって充てる。

2 伝達事務取扱者

- (1) 伝達責任者は、事務を補佐させるため、伝達事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を所属職員のうちから指定しておくものとする。
- (2) 執務時間外の事務取扱者は、県本部にあつては総合当直の責任者とし、署にあつては当直責任者とする。

第4 県本部の措置

1 洪水予報及び水防警報の受理

新潟地方気象台又は県水防本部（県河川管理課）から警備第二課（執務時間外にあっては総合当直）に洪水予報又は水防警報の通知がなされるので、事務取扱者は、通知があったときは、県水防計画に定める様式により受理するものとする。

2 洪水予報及び水防警報の通知等

洪水予報又は水防警報を受理した事務取扱者は、別表第1、別表第2又は別表第3に掲げる署に警察無線電話、警察電話、ファクシミリ、電子メール等により、速やかに通知するとともに、伝達責任者に報告するものとする。

また、必要に応じ県本部の関係する所属長に連絡するものとする。

3 通信の優先

洪水予報及び水防警報の通知は、一般通信に優先して行うものとする。

第5 署の措置

1 洪水予報及び水防警報の受理、通知及び報告

事務取扱者は、県本部から洪水予報又は水防警報の通知があったときは、県水防計画に定める様式により受理し、警察無線電話又は警察電話等により、速やかに交番、駐在所等に通知するとともに、伝達責任者に報告するものとする。

2 通信の優先

洪水予報及び水防警報の通知は、一般通信に優先して行うものとする。

第6 記録

洪水予報及び水防警報の受理、通知等に当たっては、県水防計画に定める様式に取扱者、時刻等必要な措置事項を正確に記録しておくものとする。